

得ない。引き締めをした後に、またある適当な機会にカンフル注射をやつて、これをまた一時的に緩和をしていかなければならないというような、カンフル注射と引き締めとを繰り返していかねばならないというこうした過程にあって、財政の硬直化を招くところの一番の要因は、いろいろあるけれども、国民のいろいろの業種別の中においては、いわゆる公務員と農業者が、生産性の向上に見合わないで所得が上がつていきつつある、こういうところに一つの見方があると思うのです。そういう点からも、この際農政の立場からすれば、やはり生産性を非常に上げていくということに重点を置かねばならないと思うのです。

ところが、従来やもすると日本の農政は、経営反別において広域経営は不可能だというような考え方に立たれておつたわけですから、現在の状態からいいますと、最も寒冷地帯で恵まれない土地といわれるところの北海道の農民の所得と、東北とかあるいは九州などというところの農業者の所得とを比較検討したとしますと、これはもう実はず想像の結果が数字の面においてもあらわれておるわけですから、過日も農政局長に私は要求いたしまして、資料が私のところに届いておりますが、こうしたものから見ても、恵まれない北海道の農業者が比較的恵まれておる。これは経営反別が多いというところから結果するわけでございます。そういう点からすると、将来の日本の農政のあり方というものは、やはり内地の各地域におきましても、経営反別を積極的なふやすというようにことを推進していかねばならないと思うのでございますが、これについても私はいろいろな考え方があつたと思うのだけれども、国有林野を完全に活用するといふようなことが考えられなければならぬわけであつて、こうした点について大臣の所見を承りたいと思ひます。

○西村国務大臣 確かに農民の所得は上がつてはまいっておりますが、鹿野さんおっしゃるよう

に、その中には価格が上がつてきている面が一つはあると思ひます。もちろん、生産性の向上もあることはあるのではありません。しかし、われわれの期待するところは、ただ価格上昇があるからといって所得が伸びるようではいかぬので、やはり生産性向上、そのうち規模の拡大、いわゆる近代化の結果生産性が上がつて、それによつて所得が拡大しておる。お説のように、北海道などは比較的大規模な経営規模を持つておられますから、農業自体としての所得が大きいということは御指摘のとおりでございます。

そこで、それに対する対策としていろいろな方法がございまして、農業生産基盤の整備、技術の開発であるとか機械化等の資本整備、またそのほか価格の問題もございまして、流通の問題、構造改善、いろいろございまして、同時にあわせて国有林野等に対しまして、これが活用をはかつていくということも、当然考えられなければならぬと思ひます。

○鹿野委員 私がこの話をあえて大臣の前に出したのは、そこにおける農林省の各官僚の諸君にとくとく考えてもらいたいからこの話を出しておるわけですが、農林省の役人は最も優秀な人々ですけれども、やもすると、やはり考え方が非常に小さくなり過ぎるという点があると思ひます。日本の現状からいまして、日本農業は保護政策をとつていかなければならぬという考え方を一応捨てる必要がある。もちろん、農業者の所得が他産業に先行するくらいは所得がなければ、また、あるまでの間は保護政策をやめるわけにはいかぬことと当然ですが、一日も早くそうした状態から切り抜けていくことが、日本経済全体にとつても非常に必要なことだ、こういうふうな考えを私は常日ごろ持つておる。ことに今回は、西村農林大臣はこれまでいろいろと政策的点において造詣の深い方でありまして、また現実的には総理大臣と特に別懇の間であり、西村農政の推進は、いわゆる佐藤農政を直ちに実現するということの可能性も持つた立場におられる方

でございますから、そういう点で、この際このとき非常なる決意を持つて農政の根本に触れて、そして少しでも従来の歩み方のテンポを速めてもらいたい。

そのためには、ただいま申しましたように国有林という問題があるわけですが、国有林は確かに林野庁の人々によつて適正に管理はされておるけれども、しかし、これを一たび民間に全部開放することによつて活用するときに、日本経済に及ぼすところの影響というものは非常に大きなものがあるんじゃないかと考えるわけでございます。そういうような国有林を開放して活用することによつて、現在の農業者の経営反別を非常にふやしていくその際、私は申し上げておきたいのです。時価で払い下げるなどという考え方を考へたならば絶対にこうしたことでは実現できませんので、無償で払い下げるくらいの方を持つて農業者の経営反別の拡大を推進する、こういうような決意を持つていただきたいと思います。そういう、農林大臣にひとつ所見を承りたいと思ひます。

○西村国務大臣 御存じのとおり、現在国有林につきましても、御関係の方々が非常に御熱心に、これを国民経済また日本農政のために生かして使え、こういう御熱望がございまして、そこで政府におきましても、今般の国会におきましても、国有林野の活用に関する法律案なるものを御審議願うべく提案はいたしておるのでございます。

そこで私もとしては、もちろん国有林は国土保全また林業生産増進の面からそれぞれ目的を持つて今日までの経緯はたどつておりますけれども、同時にまた、国民経済のため、農業の近代化のため、あるいは規模拡大のため、あるいは草地造成等々のために活用できる向きは、私も同じく、この法律案が御審議の上成立いたしますれば、その線をひとつ基盤としてやつてまいりたい。同時に、生産基盤のうちで土地の問題でございしますが、耕地を拡大せよ、まさにこれは近代化の大きな前提でございまして、そのために、一つは

農地の流動化として農地法の改正案も、構造改善の一環として今国会で皆さんの御審議なり御批判を賜りたく出しておるような現状でござい

○鹿野委員 確かに農地法の改正法案も農林省が出されておるし、一步一步そうした方向に向いておられますことも承知したものです。ただそうしたテンポが、この農政問題を解決するにはあまりにもおそ過ぎる。また来るべき時期には、米価の生産者の値段の問題も大きな社会問題として出てくるわけでございます。そうしたことを毎年毎年繰り返していくという観点からいまして、農業構造改善をいたすにしても、いままでのように、何らの経営規模の拡大なくして構造改善を、機械化を進めることによつてかえつて機械化貧乏の現象をつくり上げるというふうなことをいたしたことに思ひを十分寄せていただいて、決意を新たに、いままでのようなことを繰り返して繰り返していくのだということではなく、ひとつ基本的な対策を立てていただきたいと思います。

私は、かつて池田内閣総理大臣が、農業の規模拡大のために農業者の間引きなどというふうなことを発言して各方面の攻撃を受けて、そうしてまたやみになった歴史を考えると、あのときは農業者を少なくするというねらいは非常によかつたけれども、しかし、ここからはみ出されたところの農業者の対策を考えないでやつたところに問題があるわけでございます。すなわち、この農業の経営規模の拡大の線からはみ出されるところの農業者を不幸にしないように、よりしあわせにするという対策を十分考へることによつてのみ、こうした基本的な政策が実現するわけでございます。ですから、こうした点に十分注意を払つていただいて、農林大臣には思い切つた西村農政を推進していただきたい。ことに国有林の活用問題などについては、けちな考え方がなく、非常に大きな考え方を持つていただきたいということをお願いいたします。大臣は十一時までというところでございますので、一応御希望を申し上げまして私の質

めようか」という人間の融和といいますが、そうした精神の慰めとして花を愛用する、鑑賞する、そういうので花卉栽培がいま非常に伸びているわけですね。それが、離島振興法とかそういう法の中でやっておる地域もありますけれども、花卉も見のがしてならない営業のある程度の役割りを果たすのではないか。こういうことを一つ一つ品目にことに取り上げて考えた場合に、限定されて融資対象をきめられると、これまで範囲が非常に狭まってくるのではないか、こういう気がいたすわ

けですが、その点の解釈はどうです。

○大和田政府委員 現在、果樹保険として取り上げております果樹は六種類でございます。御承知と思いますが、ミカン、ナツミカン、リンゴ、ナシ、ブドウ、桃という六種類でございますが、総合施設資金の融資対象農家の作物としては、別にこれにこだわらず、果樹保険をやっているもの以外はだめだというふうには考えておりません。またイチゴとかメロンその他いろいろなお話もございましたが、現在公庫から施設資金として貸せるものは貸すということで、現地の農家の実情に即して、何によって自立経営農家に達するかということとを営農改善計画に即して検討するわけでございますから、あらかじめ、いわば予断をもって、こういう作物はだめだというふうには、私もいたさないつもりでございます。

○柴田委員 それから、この果樹の場合、担保の問題ですが、担保についてどういうお考えを持っておられるのですか。畜産の場合は大体見当がつくのですが、果樹の場合の担保方式は、何と何とを対象にするのか。

○大和田政府委員 果樹は、日本の民法では土地と一体をなした不動産でございますから、果樹園の担保価値というのは、一般の農地に比べれば当然高いわけでありまして、したがって、植わっている立木といいますが、果樹は土地の一部として担保価値を持ちますし、それから建築物は、当然不動産として担保の対象になるわけでございますが、その他果樹園関係で、散粉器その他のいろいろな機械については、私も今回農業動産信用法の政令の改正をいたしまして、現在の時点に即して農業機械を農業動産抵当の対象になり得るよう改正をいたすつもりでございますから、機械の相当部分は、農業動産抵当として担保価値を生む。したがって、土地、その上に乗っている果樹、さらに不動産としての農舎その他あるいは農業機械としてのいろいろなもの、これらが総合的に物的担保の対象になるというふうに考えております。

○柴田委員 動産、不動産の概念はわかるのですけれども、要するに評価の問題、これは大きく違ってくると思うのです。機械でも建物でも土地はその地方地方の標準価値があるからすぐわかると思うけれども、建物においては違ってくると思うことは、たとえば、もう毎年台風の常襲地帯のごときは、基礎工事やなにかで相当施設の経費といふものが、坪当たりの建設単価といふものが非常に高くなると思ひますし、そういう災害地以外のごときは、多少建設資金が安くなる。そういう場合に、災害地におけるそういう施設の担保の評価といふもの、また貸し付けのワケ、それから坪当たりの単価基準、そういうものはどうなんでしょうか、考え方は。同じにやるのですか、変えていくのですか。

○大和田政府委員 具体的な担保の評価の問題でございますが、一般に担保の評価は、土地につきましては時価の八割までとっておりますし、それから建物等の不動産につきましても、再取得価額あるいは譲渡価額のおおむね八割を基準にして最近担保にしておるようでございます。したがって、災害地におきましても、あるいはその他の土地におきましても、再取得価額ないし譲渡価額といふのが当然基準になるわけでございます。○柴田委員 それから貸し付けの据え置き期間と償還期限といふものは、果樹の品目によって幅が出てくるのか、そういう点はどうですか。

○大和田政府委員 総合施設資金の据え置き期間は十年以内、償還期限は二十五年以内ということになっております。果樹は一般的に据え置き期間なり償還期限が長いものでございますが、当然果樹の種類によつてこれらは違ふべきであらうというふうに思ひます。

○柴田委員 その場合に、災害との関係を考えてなければならぬと思うのです。こうした果樹の場合は、温室でブドウというふうな、マスカットのような温室栽培の果樹は別としても、それでも災害を受けるわけですが、ほとんどの果樹は普通の自然の気象条件の下で栽培するというのが

多いわけですから、災害を考えなければならぬ。風水害であらうと火災であらうと、また干害であらうと、とにかく果樹の場合も災害を考えずして融資ということは考えられないと思ひます。たとえば三年目に、これから収穫がある段階で干害にあつて、風害によつてみな倒木した、こういう場合に、借りておる農家からいうと目も当てられないということになるわけですね。丹精込めて三年たつた五年たつて、いよいよ収穫の段階に入るのに果樹が災害を受けた、そういう場合に、天災融資法だとかある程度の別ワケの融資制度がありましても、三カ年で八百万円、農家からいふところの膨大な金をかけてそれを借りて、災害を受けた場合にどうするかという一つの不安が出てくるわけですね。だから、要するに一方では果樹保険制度をどんどん充実しなければならぬ。だろ、し、そうしたものを行進して進めていかなければ、これは価値が少なくなつてくる、こう思うのです。災害の被害といふものをどう取り組んでいくのか、その考え方を明らかにしてもらいたい。

○大和田政府委員 御指摘のように災害に対しては、私も果樹保険の本格実施のために今後努力いたすつもりでございますが、融資だけに限つて申し上げますれば、いまのお話がありましたように、据え置き期間三年が過ぎてちやうど償還期に入ることになる災害が出たという場合は、これは当然据え置き期間の延長をしたり、あるいは、すでに償還が始まつておりますようなものにつきましては、中間据え置きをつくらしてやつております。これは、ここ数年非常に災害が頻発をして、公庫のほうも事務的には相当なれておりますので、農家に御迷惑をかけることはないと思ひます。

○柴田委員 局長の答弁を聞いておると、何でもかんでも万全のうちに聞えるわけですよ。ところが、災害を受けておる実態を見れば毎年手おくれな処置だし、ほんとうに精神的、物質的の打撃というものは大きいわけです。特に、五十万円以下くら

いの融資のワケならば、すぐ復旧というか再建というか、そういうものができる可能性が出てくる。ところが、五百万円も八百万円も借りてやつて災害を受けるとなると、これはもうちやうとやそつとでは再建というものはなかなかできない。そういう場合に、それこそ倒産だ、もうやめだという場合に、その後の処置——先の先のことをお尋ねするのはまことに失礼なんだけれども、やはり予測のできないのが災害なんだから、やめだという場合に、担保で土地をとつておる、機械もつておるが、災害のために樹体が全滅になつた、樹体に対する担保といふものを何%見るか。それは貸すほうの考え方でしょうけれども、その前にどういう処置をとられるのか。やめてしまふ、そういう場合にどうですか。

○大和田政府委員 私いま、災害の場合に、公庫資金を貸してあるものを据え置き期間を延長したりあるいは中間据え置きをつくらしていただきますというものを申し上げましたら、どうもそんなにうまくいってないやうだといふふうなお話もございましたが、私も災害のたびに公庫とも相談し、また公庫から実情も聞いておりますが、公庫に申請のあるものにつきましても、そんなに妙なことはないか、かたい取り扱いはいたしていません。これは実情をお調べいただきまして、具体的なケースがありましたならばまたお話を伺いますけれども、そう公庫の扱い方は、いわば常識なことはいたしておらないつもりでございます。

それから総合施設資金を相当額借りて、それがひどく災害にやられた場合の仮定の御質問でございますが、なかなかむずかしいことと思ひますが、私も、一つは天災融資もございまして、あるいは場合によりましては自作農維持の資金もございまして、また災害につきましても、一般の公庫からの主務大臣指定の施設についての災害資金もあるわけでございますが、災害によつて非常に意気消沈した人をいろいろな形で勇気をもら立てて、もう一度農業に取り組んでもらうということが、

やっぱりその地方地方における農業関係の指導者の責務ではないかというふうに考えております。

どうしても農業をやめてもう都会へ出てしまふという人に対しては、これはあるいは担保の換価の処置ということになるかも知れませんが、でも、せっかく総合資金を借りて相当大幅に農業をやろうという人たちでございますから、その再建につきましては、私どもも十分配慮をいたしていかなければならないというふうに思います。

○柴田委員　それから、今度は貸し付けの人の問題になるのですが、担保は物件なんですが、人の問題の場合に、畜産でも果樹でも農業をやっている年齢の問題が出てきますね。年齢がある程度基準にならない。それから能力がなければならぬ。その次がある。そういうことを考えて総合的に今度は人を対象に判断した場合に、年齢を大体どの程度のものを基準に考えるのか。能力というものは、今度協議会ができて、またコンサルタント方式でいろいろ営業指導、また技術指導、そういう考え方があるようでありますけれども、この制度ではたしして十分把握できるのか、指導できるのか、そういう

う今度は人と人とのものの見方、考え方というもの
が多少変わってくる面もあるのですね。この人な
ら年齢も若いし、能力もあるし、技術もあるであ
らう、こう考えても、実際もあるし、年は若いけ
れども、能力があまりないじやないか、技術の点
も研究心もないではないかという反比例的な現
象が出てくる。年齢だけ、若さだけということも
言えないと思うのですね。そういうことを考えた
場合には、そういう点の基準とか大体の標準
というか、そういうものの考え方があれば聞か
せておいていただきたい。

○大和田政府委員　融資対象農家の資格につきましては、先ほどから申し上げておりますように、あまり機械的にいたさないつもりでございますが、できるだけ若い人を対象とすることが、今後の農業を進める上に適當ではないかという観点から、経営主あるいは経営主でありませんと取りのむすこであつても実質的に経営をやっている上

うな人で、おおむね四十ぐらいまでということでも一応の線を引けばいいのではないか。四十を一つでもこえればもうだめだというつもりはございませんけれども、二十年なり二十五年の長い償還期限を持ち、相当多額の融資でございますから、本人かあるいはあと取りで実質的に農業をやっている人が、四十前ということで一応線を引くことがよいのではないか。

な能力、技術等につきましては、これは遠くからながめるといふとおかしいですけれども、抽象的な判断ではなかなかきめにくいことでございますが、村で農業をやっている人たちでありますから、お互いに農協の人あるいは普及員その他の人が見れば、おのずとあの人ならだいたいようぶだという評価が、私は村では定まるものだということに思ひます。そのところは、無理に試験をしたり、あるいは特別に批評し合つたりしないで、あの人ならだいたいようぶだ、あの人なら農業をりつぱにやつていくといふことは、私はおのずと村ではわかっているのが現実ではないかといふふうに考えております。

○柴田委員 おのずからわかるという御意見、全くそういう面も出てくると思いますが、當農指導の第一線は、農業改良助長法に基づく改良普及員が、助言もし、援助もする、また技術指導もする、こういう実態的な相談をやる。けれども、現在の都道府県にある農業改良普及員は定員がきめられておる。年々ふえてないわけです。それから普及員の老齢化という問題が出てきています。それからいま出先機関の整理統合、行政の合理化という立場で、もうわれわれからいうと縮小されていくのではないかと。そういういろいろなことを考

えた場合に、普及員が現行の制度の中でそれだけの能力を発揮する体制かどうかという点、一つも増員もしないし、まして技術研修の機会もあまりない。多少専門技術員としての員数はある。ところが、専門技術員の員数も、これまた都道府県では定員で押えられている。そういうことから考えれば、場合により、きめのこまかい指導なり判断というも

のができるのかどうか、こういう気がするのです
が、自信がありますか。

あるいは多少筋が違うかも知れませんが、私もかつて普及員の行政をやっていた経験もございします。普及員については、いろいろの問題があることは確かでございますが、私も話がしている限りの普及員、あるいは県当局の決意といたしましては、普及事業を伸ばすためには、やはりその仕事の一部として、こういう個別農家の経営指導と

いふことができていなければ、普及事業としておかしいではないか、グループ活動あるいは部落活動というような、そういう集団的な活動だけではなくて、こういう個別農家の経営指導まで、ある場合には少し踏み込んでやっていくべきだという、いわば責任感と使命感といいますか、そういうことで、相当張り切って総合施設資金の問題に取り組もうとしておるようでございます。

〔鹿野委員長代理退席、委員長着席〕
総合施設資金を議論いたします過程といたしましては普及員に対するいろいろな批判的な立場から、何か別に農業コンサルタント制度というものを相当広範に各県に置いて、それで自立経営の育成ということの指導をやるほうがいいのではないかと議論も、実は相当あったわけでございませうけれども、私は、普及員なりあるいは専門技術員なりの普及組織をうまく活用して、また普及員なり専門技術員なりにその気になってやってもらうことが、一番農家の経営改善のために役立つのではないかと考えて、この問題に対処いたしましたわけでございます。

○柴田委員　金は貸してやって大いにがんばれと
いう趣旨、そこまではわかるのですが、まず流通
機構が十分とは言えない。完全に改善されたとは
言えないし、その問題に関連して品種の改良、そ
れから品種の統一ということ、それからまた規格
の統一、それと容器の問題ですね。容器のいろい
ろな基準というものを考えてやらなければならぬ。
輸送も考えなければならぬ。それを総合し

て、全部含めて、果樹の振興というものは全部われわれは関連があると思っておるのです。その場合に、そうした一方の基本的な問題は一つも明らかにしないで、ただ自立経営の育成という大義名分で、金を貸してやるから、やれ、これではなかなか飛びつきにくいと思うのですが、そういう上下の関連性の構想というものを明らかにする必要があると思うのです。そういう時期がきておると思うのですが、そういう点でお考えはどうですか。

○黒河内(修)政府委員 ただいま先生のお尋ねの果樹につきましては振興の基本方針と申しますのは、私どもといったしましては、御承知のように果樹振興特別措置法、あの法律によりまして昨年の三月三十一日に、一応昭和五十一年度を目標にいたしました長期的な一つの基本方針をつくったわけでございます。これはどういふことかと申しますと、大体三十九年度を基準年度にいたしましたして、

最近の果実の需要の動向、これらを國民所得その他の伸び、人口増等を勘案いたしまして昭和五十一年度の需要量というものを大体算定いたしました、それで果樹は、御承知のように永年作物でございますから、一たん植えてしましますとあと自然に実がなるといふようなことで、ある程度計画植栽をやつていきませんと、あるいは過剰生産といつたようなおそれもありますから、たとえば、最近のミカンの植栽状況等によりますと、毎年全国で一萬ヘクタール以上も実は植栽されておる。このままの推移でいきますと、ミカンについては相当オーバードラクシヨンのおそれもあるといふようなことから、五十一年の大体需要量に見合つ

た生産量を策定しまして、それに見合う植栽数量というようなものを、十三種類の果樹を種類別にきわめてございます。具体的な数字につきましては、また後ほど御説明申し上げてもいいと思います。大体そういうことで、五十一年を目標とした需要量とそれから生産目標とか植栽目標というようなものを定めて、一応私どもとしてはそれによつて、今度は各府県におきまして、都道府県の果樹農

業振興計画というものを四十二年度中につくっていただきまして、もうまとまっておりますけれども、まだ全国集計ができておりませんが、それによって計画的に各県が年ごとに、今後五十一年まででいろいろな植栽計画を立てていくかというようになことで指導していきたいというふうに考えております。

なお、この基本方針におきましては、今後の果樹経営の近代的なあり方として、相当努力節減のできますような、機械の導入を中心とした共同作業によって、近代的な経営の目標といったようなものも示しておりますし、それから品質、規格等につきましても、ある程度今後改善すべき方向も、一応示しておるような次第でございます。今後は、御指摘の点もございまして、そういう点につきましても都道府県の果樹農業振興計画の樹立と相まって、地についての指導をわれわれとしてはしていきたい、かように考えておる次第でございます。

○柴田委員 いま基本方針だけの説明を概略聞いたのですが、各都道府県の果樹農業振興計画は、ほぼもうどこでも終わっておると思うのです。各都道府県の果樹農業振興計画を、二の県について見ても、まことに考え方が大ざっぱなんです。そういう大ざっぱなものを集約して農林省は農林省で計画を立てると、これはいよいよばらばらの形になってくるのではないかと、一つの心配が出てくるわけで、そういう点はよく今後各都道府県とも連絡をとりながら、もっとほんとうに実現可能な振興計画を立ててもらいたい、こういう感じを持つわけです。ひとつ今後十分御検討願いたい、こう思います。

それから、われわれが一つふしぎに思うことは、経済局長、農業基本法ができて、それからまた農業近代化資金制度ができて、いろいろと専業農家、自立経営の育成だとか叫んできて、それをやりながらも専業農家がだんだん少なくなってくる。農業の就労人口が減ってきて、いま日本の人口の一九・三%ですか、一億としてもう二千万を

割ってくるということになると、これがこのままいくと、いま専業農家が七・何%じゃないですか。一八%割っている。専業農家が二割をはるかに下がっている。このままで今度総合融資制度をつくっても、はたして専業農家が現状でどまるのかまだ減るのか、この点の見方なんです。局長はどういう見方をしておられるのか、これが第一点。

それからもう一つ問題は、いままでの近代化資金でどれだけ成果があったのか、その実態を把握しておられたい。全国的に近代化資金をつくらなかつたら専業農家が減っておるのだ、つくつたためにこれだけ押えられておるのだ、こういうことが、逆な言い方をすれば出てくるのですけれども、どれだけの成果があったのかということ、と、ちよつと聞かしていただきたいと思ひます。

○大和田政府委員 私は、これだけ高度成長を遂げている経済の中で、日本の農家がだんだん兼業農家になっていくということは一つのやむを得ない傾向であり、兼業農家がふえて兼業所得によって生活水準が上がることは、それはそれで非常にけっこうであると思ひます。ただ、私見になつて恐縮でございますけれども、私も、私見に一つ大きな問題は、兼業農家がふえるということよりも、むしろたくましい農家といふものから、自立経営農家といふものへ、とにかく農業でしっかりとやっていける生産力の高い農家が、どの程度確立されるかという問題であると思ひます。これは大体六百万の農家の中でございまして、その大部分が兼業農家として、兼業所得によって生活水準を高めるといふことはそのとおりです。しかし、そういう方向がいいのだというふうに言ひ切つてしまつて、専業的な農家あるいは自立経営的な農家といふものがほんの一握りになつてしまつては、産業としての農業が崩壊するわけでございますから、数は百万でありましかるゝは八十万でありましかるゝ、そこそこは見る人によつて違ひましかるゝけれども、とにかく相当程度の農

家が自立経営農家としてどまること、日本の農業にとつて一番願わしいことであつて、兼業農家がふえることは、私はそんなに農業にとつて死活にかかわる問題ではないと思ひます。私も、私も専業的な農家を、どうやって相当多数つくるかという問題であると思ひます。

それから、近代化資金によつてどれだけ自立経営農家が生まれたかということ、これは作文ならばできるかと存じますけれども、なかなかむづかしい問題で判定はできませんが、ただ近代化資金で一戸当たりの融資額というのは、平均で大体三十万程度でございます。近代化資金は法令によりますれば、あるいは取り扱いによりますれば、一戸当たり二百万円が融資の限度でございますけれども、なかなかそういうふうには動かされておられません、限度一ぱいに借りておる農家も、私も村へ行って、たまに畜産農家あるいは果樹農家でございますが、平均すると三十万円で、これによつて自立経営が生まれるかどうかということには、残念ながら私ははならないと思ひます。ただ、それによつて農業経営がある程度まで改善されたかといふことは言へると思ひます。

○柴田委員 局長、一つの制度をつくつたら、やはりその後の一年なり二年なり三年の間実態の把握をして、正確に成果と欠陥をつかんで、次のまた制度改正をやるのだといふことでない、農民の側、借る側からいへば借りっぱなし、貸す側からいへば貸しっぱなしで、何のつながりもなければ、あとの営業指導も十分しないというやり方では、ほんとうに普通の個人の貸借関係に終わつてしまふ。今度の総合融資をやる場合は、やはり貸した農家をあくまでも十分実態把握して次の営業に役立つような、そういう把握のしかたをやつたらどうかという気がするわけです。たとえば、金を貸した者のグループを年に一回なら一回都道府県ごとに寄せて、体験談、実談、そうして営業のいろいろな楽しみや苦しみを話し合う機会をつくらして、どこに矛盾があるのか、どこに成果が出てきたかといふことを、貸すほうも十分知る

必要がある。それあつてこそ営業指導といふものができるのではない。金は貸しっぱなしであつてはめんどろも見ないし、意見も聞かない、また報告も受けない、また調査にも行かないというやり方、こういうことで農業が発展すると私は思ひません。そういうきめのこまかい行政指導が行なわれていないといふことを私は指摘しておきたい。今度の総合融資制度をつくられる機会に、そういう点はぜひやつていただきたい。そしてわれわれにもそうした報告をまとめて資料を提出いただければ、われわれはまた大いに参考になると思ひます。次の農業問題、農政問題を論議する場合に、いろいろと論議の基礎的な資料になつてくると思ひますが、その点は考えられますかどうですか。

○大和田政府委員 総合資金は、近代化資金その他農業金融全体に対する反省の一つのあらわれだといふふうにお考えいただいてけっこうだろつと思ひます。総合資金を借りた農家の経営がどうなるかといふことにつきましては、アフターケアを私ども十分いたしますけれども、いま御指摘がございまして適当な形でその人たちの集めて、役所の連中の中に入つて大いに話をすることは、私どもの仕事の参考にもなるし、各農家の今後の営業改善の役にも立つといふふうなやり方は、ぜひやつてみたいといふふうな考えでおります。

○柴田委員 もう一つ、果樹の場合考えなければならぬのは、いま公害がたくさん出るわけです。果樹農業の振興をはかるためには、その公害問題を忘れての指導というものはあり得ないと思ひます。この公害問題に対してどういう考え方で指導していくのか、またどう取り組んでいくのか、公害をどういう方法で排除していくのか、そういう点を聞いておきたいと思ひます。

○黒河内(修)政府委員 公害問題につきましても果樹だけの問題ではないと思ひます。要するに、公害対策基本法に伴う諸法律の制定の機運もございまして、これは何と申しますか、企業者側

また地方公共団体、国という三者において、公害の防止あるいは公害の軽減というようなことについて、いろいろと施策を講ずることが一般的に必要だと思ひます。たとえば、先生のところの水鳥あたりで、だいがイグサが公害にかつたという話がございます。果樹につきましても若干影響があると思ひますけれども、私どもは今後果樹園の振興につきましても、農業振興地域といったようなああい関係もありまして、特に新植といったような場合につきましても、そういう公害の危険のないような地域を選んでやっていただくとか、そういうような指導をしていく必要があるのではないかと、こう考へております。

○柴田委員 終わりました。

○足立委員長 美濃政市君。

○美濃委員 私は残り数点について質問をいたしたいと思ひますが、もうすでにだいが時間を経過しておりますので、できるだけ明快に答弁をしてもらつて早く終わりたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

第一点は、県信連を受託機関とする、これはよろしいのでありますが、単協の規模条件によつては、従来の土地取得資金やあるいはマル寒資金と同じように、制度上単協を事務取り扱い機関にする。これは単協の規模によつて、規模の小さい農協は御趣旨のとおり信連直営もよろしいと思ひますが、二本立てにする意思があるかどうか、これをお尋ねしたい。

○大和田政府委員 信連から融資をするというのをたてまえといたしますが、単協の大型化その他で単協がやるのが適当な場合は、単協からも金が貸せるようにいたしたいと思ひます。

○美濃委員 次に、過般の参考人の農林中央金庫の理事長も言つておられましたが、こういう大型の金を貸す過程で、家畜災害が危険であり心配である、こういう表現を参考人がしてあります。私もそのとおりだと思ひます。そこで、乳牛につきましても共済制度がありますから、その危険分散はできるわけですが、特に小畜畜に共済がな

い。この小畜畜の危険度は、一番おそろしいのは私は法定伝染病だと思ひます。鶏のニューカッスルそれから豚コレラです。ですから、やはりたん白食糧資源を確保する中で、少なくとも法定伝染病に対する共済制度を早期に確立するか、もう一つは法定伝染病に対する殺処分手当を引き上げるべきである。いまの殺処分手当ではどうにもならぬのであります。ほんとうに制度があるというだけであります。このどちらかを確立しないとう、こういう資金制度によつてコストの安い大型の生産開始がきわめて高い危険の中で行なわれる。その点はどうか考へておられますか。

○大和田政府委員 殺処分の問題は、また別の機会に畜産局長からお答えをいたすことにいたしまして、豚あるいは鶏の法定伝染病について共済を設けることを考へたらどうかというお尋ねでございますが、現在、豚及び鶏の共済制度について調査研究をいたしておる段階でございます。いろいろむづかしい問題がありますが、やり方としては、法定伝染病に限つてやるというのが一つの方法ではあるまいかと考へております。これは実は農家の保険需要の面に問題がございます。法定伝染病だけではやりたくないという農家も、私どもの調査ではかなり出ておりますから、保険需要との関連において決定したい。一般の事故、自然災害等までを加えて共済をするよりも、法定伝染病だけに限つてやりますことは比較的やりやすいという面がございます。それにいたしまして、詳細な被害統計がないと出発できませんけれども、一つのやり方であるというふうに考へておるわけでありま。

○美濃委員 殺処分手当てにつきましては、ここでもいまだどうするかと申すことも時間の関係がありますから、これはこの制度に伴つて十分判断ができる事項であると思ひますので、ひとつ後刻、やはりこの制度とあわせて畜産局等と十分協議をするように、ここで要請をしておきます。

次に担保のあり方でありますが、前段に、希望があれば単協も受託機関にするという答弁の趣旨

でございますから、それでよろしいと思ひますが、特に動産担保、これは動産信用法を改正して公庫を差し入れができるようになりますけれども、動産担保については更新をしなければならいから、借り入れ期間中に更新の必要性が非常に多くあるわけですから、受託金融機関が担保にとつて公庫に対してはその写しを差し入れる。そうして、いわゆる受託金融機関がこの資金の善管義務の中で、信用力を低下しない範囲における正常な更新差しかえがスムーズにできる体制にしておきまないと、この前の質問でもちよつと申し上げましたが、私なりにいろいろ検討してみましたが、たとへば群で、全然何もつけないで群で低当を入れるということも、法律上のいろいろなめんどうさもあるようでありま。ですから正常な善管義務に基づき、担保力を低下しない範囲における正常な更新がスムーズにできる体制をとるべきであると思ひますが、この点のお考えを伺いたい。

○大和田政府委員 農林漁業金融公庫でございますから、原則として農林漁業者に対する融資であるわけでございまして、卸売市場あるいは卸売人、仲買人に対する融資をするためには、今回お願いしておりますような法律の改正も要るわけがございます。それで、私どもこの問題を検討いたしましたときに考へましたことは、農林漁業金融公庫といたしましてこれを適当とする理由は、かねて農林省といたしまして市場行政を相当熟慮と力を尽くしてやつてまいりましたことが一点。それから、市場あるいは卸、仲買を強化することによつて、ひいては農産物の流通の合理化また農業生産の合理化にもつながるという、そういう直接的な関係があるというこの二点からでございます。当然この資金を公庫に入れますものがございます。いわば指導的な立場といふものがございまして、わけて、まず地方市場の整備につきましまして、これは前々申し上げましたように、中央卸売市場とほとんど同じ程度の生鮮食料品の取り扱いをやりながら、全国に約二千に近いほどの市場が乱立をいたしております。農産物の送り手、生産者といいたしましては、はなはだ地方市場に對してあきらない点を持っておりますわけでございます。

○美濃委員 次に市場資金のほうで二、三お尋ねをいたしたいと思ひますが、従来、この種の資金は商工金融を通じて出ておつたのであります。今回これを農林漁業公庫のいわゆる農林金融に持つてくること、これは原則として私は悪いという考へ方ではないと思ひますが、農林金融に持つてくるには、やはり政府資金でありますから、何かこういう資金を出すことによつて、少なくとも従来よりも農産物流通の市場改善の指導性を高めたいという意図はあると思ひます。その意図を、具体的にこまかくどうしようという質問はいたしません、どういふ政策的な意図で、農林漁業金融公庫からこの金を出すということにしたのか、これを伺いたい。

○美濃委員 正常な流通改善をする意図に基づき指導性を考へておることとありますが、そ

の中で、過般の参考人からも意見が出ておりましたが、近代的な流通は、指定生産地域をいまだ進めておられますから、やはりこれを強化して計画出荷体制に持っていく。そうして、まず最初、たとえばパレイショであればなま食用として出てくる。これらはでん粉用のパレイショの支持価格等から測定して、これは統調の調でも生産費が出ておられますから、そういうものを基準にどうなればならぬかという。最近、イモでも異常に高いときがあります。また、市場形成がせり売り体制でありますから無計画出荷になって、その日の量によつては非常に安い価格でたき売りをしている。それから思うと、それにこりて出荷が少ないときには異常な暴騰をする。こういうことは、生産者のためにもならぬし、消費者のためにもなっていないと思うわけです。しかも貯蔵性もあるわけですから、無理にその日に売ってしまったらなくていいわけでありまして、きわめて鮮度が落ちてその日のうちに処分しなければならぬようなものは、しばらくの間せり売りを続行するという面があつても、これはやむを得ぬと思つてくれども、しかし、そういうものからまず相対販売あるいは標準価格販売にしていけば、標準価格制をとっていけば、さらに進んで指定生産地域の計画生産と計画出荷体制を進めることによつて、逐次そういう体制にかなるものをのせられると思つておられます。それが私は流通の近代化、合理化でなければならぬと思つておられます。あの不正常なせり売りを止めて、今後ともああいう流通のしかたが正しいという原則に立つて生鮮食料品の流通を考えると、これは基本的に進歩がないと思つておられます。そういう点はどういうふうにお考えになっておられますか。

○黒河内(修)政府委員 私ども生産担当のほうにいたしまして、いま先生からお話が出ましたように、野菜につきましては計画出荷にきまつては、御承知のように、四大市場に対する主要野菜について、大体五年ぐらゐ先の需要見通しというものを公表いたしまして、たとえば、五年後の京浜

市場には大体どの程度の各野菜別の需要があるか、こういうようなものをまず公表しまして、それに基づきまして主要野菜についての産地を指定いたしまして近代化計画をつくっていく。その中には、お話のように共同販売をするための選果機その他の共同出荷の近代化施設の導入というようなことをはかつてやっております。

それから野菜の価格安定事業につきましては、いまの市場のあり方としては、お話のように入荷量が支配します。たくさん物が入ったときには暴落するというような需給機能をやつておるわけですから、それにつきましては、御承知のように野菜生産出荷安定資金協会を中心にして、暴落のときの価格安定の機能をやるというように、一応制度的に確立しております。

なお、短期的な毎年毎年の各市場向けの各種の主要野菜の出荷調整につきましては、生産県、消費県、また関係団体、そしてブロック別あるいは県別あるいは全国というように、作付等につきまして協議会を持ち、そして計画出荷をするようにしております。

それから、最近農林省といたしまして生鮮食料品の情報センターができましたから、今後あつたものの活用によりまして、さらに正確な計画出荷をするように私どもとしては指導してまいりたい、かように考えております。

○美濃委員 特定品目、できやすい品目からせり売り方式をやめて、相対、価格表示販売制度をとるという考え方はどうですか。

○大和田政府委員 いま御指摘の特定品目について、東京の卸売市場でも、幾つかの市場ではせり売りでない別の方法でやつておるわけですね。たしか神田あるいは築地ではまだせり売りでやつております。東京における市場の取り扱ひでも若干違ふように言えないと思つておられます。完全に計画出荷が行なわれて値動きがないものにつつきましては、できるだけせり売りのない方法を導入することが賢明ではないかという感じを持って、現在市

場の関係者とも話を進めておるわけでありまして。○美濃委員 ただいま申し上げたような点につきまして、それぞれ計画化されておるようでありまして、ひとつできるだけ積極的に、前向にこの流通改善に取組んでいただきたいという希望を申し上げておきます。

あわせて、これは今回の対象外でありますので、こゝでちよつと触れておきますが、穀物取引所に上場されておるこの姿というものは、全く現物の流れが、即穀物の上場数量とは違つておるわけがあります。あそこへ上場されて取引対象になるのが、ものによつては七割もギャンブルである。ああいう姿勢で、いわゆるアズキなど主食でないとしても、やはり国民の食糧になる農産物があつて、姿で流通されておるということは、非常に非近代的であると考へます。ですから、きようはこの答弁は要りませんが、後日、一般事項の中でこの問題もひとつ取り上げてみたいと思つておられますので、十分検討していただきたいと思つておられます。

以上で質問を終わります。

○足立委員 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○足立委員 速記を始めて。

角屋堅次郎君。

○角屋委員 先々週から組上にのぼつております農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案については、本委員会においてそれぞれ関係委員の諸君から非常に綿密な議論がなされてまいりましたが、私もこれに関連をいたしまして、いづれ大臣がお見えになると思つていますが、総括的な若干の質問をいたしたいと思つておられます。

最初に、農林漁業金融公庫の総裁がいまお見えになっておられますので、大澤さんのほうに少しお伺いしたいと思つておられます。

農林漁業金融公庫を通じての制度金融、この制度金融という場合は、広く解釈すれば、いままでにきております農業近代化資金、これは系統の金を利子補給をして、広ぐいえば制度金融として

活用する、こういうたてまえをとつておるわけですね。そのほかに地方自治団体の場合に、やはり利子補給、債務保証その他いろいろなことを通じてやるもの、広く見れば制度金融だ、こういう解釈もされておるわけですが、いづれにしてもいづれ昭和二十七年、八年ごろから、補助金政策から融資政策への農政の転換というふうなことがいわれて以降、農林漁業金融公庫というものが制度金融として今日まで継続しておるわけですから、実際に大澤さんが公庫総裁になって、政府資金による制度金融を運営してみれば、公庫のいろいろ歴史のなかでできた、そしてこれから総合金融制度を新設しようとする、あるいは市場近代化のための資金も出そうとする、こういうことをやつていくわけですから、いづれにしても、そういうことをやつていく過程でも、絶えず農林漁業者といふか、その立場に立つて、整理統合すべきものは整理統合して、農林漁業者が政府資金を借りる場合にはできるだけわかりやすい姿で、われわれ相当専門的にやつておる者でも、どんな年とともに新しいものがふえてくる、そして従来のものが必ずしもその中で統合されていかないという形になって、こういうものを関係者に利用させようと思つても、書類をひもとかなければならぬという実感があるわけですね。だから本来ならば、かくかくの資格を持つた農林漁業者は政府資金を借りることができ、畜産であれ果樹であれあるいは土地改良であれ、それはこういう資格の者ならば当然借りることができるといふプランをみずから立てて、申し込みをすれば、その資格にさえ適確に合えば、迅速にそういうものは借りられるというふうな、もつと金融というものが、金融農政というふうなことでえらい主役のような批判もあるわけですね。けれども、本来、農林漁業政策のバックボーンというものは全体的にあつて、それを金融政策がささえるという役割だと思つておられます。それやこれや考へてみると、制度金融といふものは、役人が考へる場合には、中心は制度金融に置いて、これをどんどん整備強化をしていこうという

活用する、こういうたてまえをとつておるわけですね。そのほかに地方自治団体の場合に、やはり利子補給、債務保証その他いろいろなことを通じてやるもの、広く見れば制度金融だ、こういう解釈もされておるわけですが、いづれにしてもいづれ昭和二十七年、八年ごろから、補助金政策から融資政策への農政の転換というふうなことがいわれて以降、農林漁業金融公庫というものが制度金融として今日まで継続しておるわけですから、実際に大澤さんが公庫総裁になって、政府資金による制度金融を運営してみれば、公庫のいろいろ歴史のなかでできた、そしてこれから総合金融制度を新設しようとする、あるいは市場近代化のための資金も出そうとする、こういうことをやつていくわけですから、いづれにしても、そういうことをやつていく過程でも、絶えず農林漁業者といふか、その立場に立つて、整理統合すべきものは整理統合して、農林漁業者が政府資金を借りる場合にはできるだけわかりやすい姿で、われわれ相当専門的にやつておる者でも、どんな年とともに新しいものがふえてくる、そして従来のものが必ずしもその中で統合されていかないという形になって、こういうものを関係者に利用させようと思つても、書類をひもとかなければならぬという実感があるわけですね。だから本来ならば、かくかくの資格を持つた農林漁業者は政府資金を借りることができ、畜産であれ果樹であれあるいは土地改良であれ、それはこういう資格の者ならば当然借りることができるといふプランをみずから立てて、申し込みをすれば、その資格にさえ適確に合えば、迅速にそういうものは借りられるというふうな、もつと金融というものが、金融農政というふうなことでえらい主役のような批判もあるわけですね。けれども、本来、農林漁業政策のバックボーンというものは全体的にあつて、それを金融政策がささえるという役割だと思つておられます。それやこれや考へてみると、制度金融といふものは、役人が考へる場合には、中心は制度金融に置いて、これをどんどん整備強化をしていこうという

熱意のあまり、今日振り返ってみると、もう少し基本的に、第一線の農林漁業者の立場に立つて考え直してみなければならぬのじゃないかという感じを持つわけですけれども、公庫総裁としては、それらの問題の今後の方針についてどういうふうにお考えですか。

○大澤説明員 おっしゃる通りに、私どものおおざかりしている金融制度は、一見複雑な印象を農林漁業者に与えるというところはあろうかと思えます。また、補助金行政から金融行政というように、ことを言われましたように、補助金で出たお金の金融に移り変わったというふうな歴史的な経過もございます。したがって、個別的な政策を補助金によってささえておいたというものが、そのまま個別的な政策を実現するための補助金にプラス金融がついたというふうな形で公庫ができたと思うのです。そういうことがあるもので、個々のいろいろな政策について、個別的のいろいろな形の融資が残っているということだと思えますけれども、たしか三十九年だったかと思いますが、大幅な整理がされて今日に至っているわけですが、そういう歴史的な経過もあり、また現実的な農山漁村における資金需要というふうなことを考えましても、個別的な資金需要というふうなものもこれはあるわけですね。

【委員長退席、石田(有)委員長代理着席】
そういうものに対して対応することが必要なのは、複雑な印象を与えますけれども、そういう制度として維持していかなければならない。

ですから整理統合と申ししましても、非常に限度があると思うのです。と同時に、そういうことの反省もこれであり、先ほど局長も言っておられましたけれども、現実のいろいろな各種の資金を一括に大きく借りたいという資金需要もあるというところで、こういう制度もできたわけですね。といって、これ一本になっていかないと、いま申し上げたように、個別の需要があるわけですから並存していく。しかし、公庫資金の過去の歴史をながめましても、個別の資金のほかに、たとえば北海道です

とか、この間御審議をいただいた南九州ですとか、いわばそういう総合化された資金制度も徐々に生まれてきている。両者並行して今後ともいくということだと思えます。

○角屋委員 大臣がお見えになりましたので、大臣に若干御質問申し上げたいと思います。

先般、わが党の森委員からもお話が御質問としてあったわけですが、昭和二十七年、八年ごろから、補助政策から融資政策への転換というふうなことが、農政上そういうふうな切り変わったということがよくいわれたわけですね。そして今日、金融政策、ある意味ではそれは批判として出ておると思う。やはり大臣もそういうふうにお考えだと思えますけれども、本来、農林漁業政策というものが、現在及び将来を展望してきちつとそれぞれ時期に適したように樹立されていく、そしてそれを裏づけるものとして金融が働く、これが本来農林金融の果たすべき位置づけだというふうなことは思っているわけですね。そういう点の政策が先決で、それにタイアップして金融がこれに裏づけるというふうなことでなくて、今後の農政の基本的展望というものは必ずしも明確にならぬ中で、たとえば構造政策の基本方向という中で、金融がこれにタイアップするということが出てきたんだと思えますけれども、金融主役というふうな姿勢ではないんじゃないかというふうな、率直に言っているわけですね。

それと、制度金融が生まれてから系統金融との関連をどう考えるかという問題が一つ重要な問題でございまして、われわれの内部でも、この問題を議論する過程でもいろいろ討議をしてみました。農業者の金は、本来系統に集まったものではなくて、農業者は還元していくというたてまえから見て、十分な体制にない系統金融というものをもちと育成強化をして、これをやはり中心に据えて考えるべきであって、制度金融主役論というふうな今日の農林金融の中の印象というものは、もう少し是正をしていく必要があるんじゃないかという考え方もございまして、また、本来農林金

融は、農業の実態から見ても長期、低利の金融というものが強く要請される。それにこたえていくという前提に立つ場合には、系統金融の今日の現状の中では、ある程度中期の展望をしてみても、系統だけにたよるといふ条件にはむずかしいであろう。

そういうことを考えてみると、制度金融そのものも農林金融の中でそれなりの正当な評価をして、正しい位置づけをしなければならぬだろうというふうな、いろいろ議論としては存在するわけですね。しかしいざいざにしても、制度金融あるいは系統金融を含めて、今後の農林金融全体としての運営の問題としては、農林大臣として、こういう改正を契機にどういうふうな持っていくとするのか。特に、その中で私のお聞きしたいポイントが、系統金融というものは、今日三兆六千五百億円というふうな資金量になったというところを片柳さんが言っておられて、そしてそれはもうすぐ五兆円をこすこともそう至難なことではないという段階にきておる現状を考えてみますと、系統金融というものを、これから農業者の要請にこたえるように農林省としてどう指導していくのか、誘導していくのかということも含めて、基本的な考え方を伺いたいと思います。

○西村国務大臣 確かに歴史的に見まして、農林漁業金融公庫ができる以前、農業金融というものはきわめて弱かったと申します。制度金融としての公庫金融ができ、またそのころから、日本の農政にも転換があったことは事実だと思えます。戦後の荒廃した農業を立て直すというところから、少し前向きに変わっていくというふうないろいろな要素が出てまいったんじゃないかと思えます。

そこで、お説のように、農業に関する施策というものがなくて、金融が過去のいろいろな助成その他の体系の中で動いていく、個別的になり過ぎている、この点については、公庫総裁もそういう裏づけを言っておられたが、確かにおっしゃるようなそういうものが多少残っている。そういうものは、先般申し上げたように、漸次われわれとし

ては体系づけていく努力は、断じてやらなければならぬと思うのであります。

それからいま一つは、金融政策の場合におきまして、金融の位置づけというところは、われわれは絶えず反省することはしなければなりません。特に農業におきましては、これは日本の農業の特質から申ししましても、近代化あるいは経済性を入れることは大事であります。同時に助長と申しますか、政策というものと両々相まっていくということが必要で、それから、今度金融の性格は、おっしゃるとおり長期、低利ということでございます。

そこで、事務を制度金融と系統金融にしばってまいりました場合に、それぞれが独自の分野を持つていて私は考えております。片方は内部から蓄積されてきたもの、片方は政府の財政資金等を中心にしてきておるというものでございまして、目的も違えば性格も違う。そこで、内部から蓄積されたものはできるだけ内部管理をするというところは当然のこと、その努力の方向にいかんければならぬ。そうしてその分野において量も大きいのでございまして、本来の使命を果たせるようにしていきたい。

ただ問題は、御存じのとおり資金コストの問題が一つあると思えます。そこで近代化資金などにおきまして利子補給制度等をつくりまして、この量も漸次拡大をして、農民の各位にもかなり活用されておるようになって、われわれとして、これからさらにまたこういうものを長期資金、低利資金として、制度資金の一角であると同時に系統資金の活用でもありますからやってみよう。同時に、この系統資金自体でも、言いかえますればいろいろな資金コストを下げるふうというものをわれわれも検討し、また系統資金の内部におきましても、いろいろな御苦勞を願う必要が徐々にあるのではないか、こんなふうな考え方がまいるかと思えます。

○角屋委員 系統金融の問題について、たとえば東畑四郎さんあたりの所論を見ますと、利子

補給を政府から受けて、そうして制度金融的に活用するといふふりなことを安易にやってはだめだ、農業者から集まった金は農業者の需要にこたえるように、できるだけ条件も整備してやるような、農業団体みずからの手による改革あるいは合理化といふものが先決であるといふふうなことをいっておるわけですが、そういう面では農林省が、系統を農業金融の中心に据えてやってくというたてまえからいけば、もつと相互に相談をしながら、系統の自主性も十分尊重しながら、そういう要請にこたえるための指導を強化する必要があるんじゃないかといふふうに率直に思うわけです。農業近代化資金の法案の議論をしたときに周東農林大臣は、この農業近代化資金というのは恒久的なものではないのだ、農業団体自身が金融条件をみずからのくふうでよくして、そのいわば誘い水として農業近代化資金をつくったんだ、趣旨は、スタートはそうであるということを書いておるわけですね。ところが、現実には農業近代化資金というのは、一つの重要な地歩を占めておるわけですが、制度金融があり、そして系統金融があるという中で、系統自身のくふうあるいはそれに対する指導等を通じて、今日系統に対する批判がいろいろあるわけですが、その農業者の金は農業者に還元できる条件といふものをもっと整備強化する努力が必要ではないか。こういう点については、一体どういふふうによつておられるか。

○西村国務大臣 経済局長からお答えいたします。○大和田政府委員 私どもも機会あるごとに、信連あるいは単協の人たちに、金融のコストの引き下げの必要を言っておるわけですが、非常に大ざっぱな観察でございまして、普通の単協で最近の経理の実績を見ますと、信用事業で大体五百万円程度の黒字をこしらえて、購買事業で若干の黒字をこしらえて、販売事業あるいは利用事業等々で赤をこしらえて、まあ二百万円程度の黒字を残すというのが大体の農協の姿でございま

す。しかし、だんだん購買、販売事業も環境がきびしくなりますし、また農協の職員給与の引き上げの問題もあるわけですが、それから、単協としての経理状況はだんだん悪くなる。信用事業に対する単協の期待は強くなる一方、また信用事業の面でも、最近こそ多少金融が引き締められておりますけれども、傾向としては、やはり二、三、四年と違つてゆく方向でございまして、信用事業に対する期待が強まると同時に、信用事業がなかなか窮屈になるわけですが、それから、よほどの決意を持って信用事業の合理化、単協事業全体の合理化はもちろんでございまして、信用の面における合理化も必要であらうということも、私も繰り返して述べた通り、中金自体もその点については相当熱意を持って信連及び単協の指導に当たつて、徐々に効果が出ておる。私もこの点に關しては、ますます指導を強めなければならぬといふふうによつておるわけでございます。

○角屋委員 農林金融の現状といふのを少し数字的に見てみますと、農家の預貯金が最近、この數年来年々二〇〇〇程度の伸びを見せておつて、四十一年度末の預貯金の残高が三兆八千億、一農家当たり六十七万九千円という数字がデータであるわけですが、今度は借りておるほうについては、四十一年度末で一兆八千億、一農家当たり十八万二千万、こういう数字が一つあるわけです。結局農協に集まる、たとえば預貯金といふものを一つ見てみましても、この中は、増加率で見ますと米代金が二八％を占める。あるいは都市周辺地域における土地売却代金が二・一四％を占める。あるいは兼業収入が二・一％を占める。その他農林畜産物が二・五％である。こういうことで、米の代金あるいは都市周辺地域における地価高騰によるところの農地の売却代金といふのが非常に大きな比重を占めておる。このうちで、たとえば、ここではこういう機会ですから深く触れる気持ちはありませんけれども、今度の国会で大きな問題になったいわゆる食糧問題、米価問題といふふう

なもの今後の取り扱いいかんによつては、やはりそういう問題がこの傾向に一つの大きなモメンツを持つてくる。あるいは土地政策として地価の高騰をそのまま看過することはできない、全体としての地価対策を強化する必要があるといふふうな関連からすれば、土地売却代金によるところのこういう増加率に対する寄与についても、これは今後の問題としては疑問を含んでくる。

そういうふうに見てくると、片柳さんがこの前、いま三兆六千五百億円のもの、もう一兩年を待たずして五兆円も可能であると言つておるが、そういうふうにかくのかどうかといふことは、これからの諸政策との関連でやはり変わってくるだろうといふふうに思ひます。のみならず、農家の預貯金の地域分布を見ても、いままでのところの預貯金の全体的な比率あるいはそういうものの増加率といふのが非常に高いわけですね。反面、農家が金を借りるという点から見ると、北海道、東北それから九州、それに次いで四国といふふうなところが、借り入れるほうでは非常に高い。特に北海道は、農家の預貯金よりも借り入れのほうが大いというデータも出ておるわけですね。これは御承知の、北海道におけるだいぶ前からの隔年に起こつたりあるいは連続で起こつたりする冷害等の影響が、そういうのの一つの大きな要因を与えておると思ひます。したがつて、農林金融の地域的分布といふものを考えてまいりますと、農業経営近代化のためにほしい農家に、制度金融なりあるいは系統金融なりで金をつぎ込んでいくといふ政策的な考え方からいつても、そういう全体的な、やはり農業の実態のみならず農家経済、農業経営の実態といふものも十分判断をしながら、金融政策の指導といふものがきまかくなされる必要が基本的にあるんじゃないかといふふうにお考えを承りたいと思ひます。

○大和田政府委員 これは、いま御指摘になりました数字で示すように、確かに地域別の農家の預貯金あるいは借り入れ金の態様が違つておるわけですが、これは単協及び信連の経理の内容も、まさにそのとおりでございまして。幸いに中金が全国的ないわば調整機能を果たしておるわけですが、それから、私も中金を通じて、足らない県に対して中金の金を回すといふことで全国的な調整をとつておるわけ、金融行政も地域の実態に即して行なわなければならないといふことは、お説のとおりでございまして。

○角屋委員 農林大臣、系統金融の資金量は年とともに豊富になつておる。それで農業近代化資金がいま現実に存在しておるわけですが、系統の活用といふのは今後とも継続するといふ考え方が、あるいは本末は、系統金融は系統本来の努力あるいは政府みずからの指導と相まって、系統の金は系統で使うといふたてまえに立つておるわけですが、系統の金を制度金融的に利子補給をしていくといふようなところにウエイトがあるのか。あるいは指導としては、系統の金は関係農業者自身で使うといふ、そういうところに指導の方針の強化を持ていくのか。その辺のところはどうなんですか。

○西村国務大臣 さしあたり、やはり全体としては、私は系統金融の資金コストを下げていく、こういう努力ははかりたいでございまして、しかし一面におきまして、近代化資金といふものを中心にして、これは一種の制度金融的に利子補給をして使つておるの、ございまして、やはりまだ相当利子補給を続けていって、それから、そういう活用

の柱にもしてまいりたい、こういう考えでございまして。○角屋委員 経済局長、系統金融の農業に使つておる比率、簡単な数字ですけれども、四十一年度末、すなわち四十二年三月の数字で申し上げますと、農協の貯金が二兆八千三百七十九億円で、貸し付け金が一兆三千八百五十七億円でございまして、大体大ざつぱに申し上げて、農協段階で貯金の半分程度が貸

し付けに回つておるといふことでございます。

○角屋委員 単協段階から果の信連へ、果の信連からさらに農林中金へという三段階制のシステムにいまなつておりますが、特に農林中金あるいは信連の場合、系統外の融資というものを対する農林省の指導の考え方というものはどういふふうにしてやられるわけですか。これは、いまも数字は言われませんでしたように、また東畑四郎氏もその批判の中で言つておる通りに、農業者の金というのは農業者に使つていくというのが本来のたてまえで出たのに、コールドに出すとか、あるいは関連産業で利ざやをかせぐとか、いろいろそういう方面がほとんど比重的に高くなつていつて、本来農業者の要請にこたえないという点が、真剣に取り組ま

れておらぬ傾向がないとは言えない。もつと本来の姿に系統金融自身も返るべきではないかといふふうなことを言つておるわけですが、現状においてはこれはやむを得ないんだと言つていつまでもやつておると、農林金融本来の姿に返ることが遠い将来の問題になるんじゃないか。だから、いまのところはフイファイ・フイファイの状態だと思ひますが、それについてはそれなりの理由を言うでしょう。言うですけれども、そのことが、たとえば共和製糖グループのあの種問題を出すような一つの要因にもなるということである。農林漁業者の需要はさきわめて旺盛であつて、その資金量としては相当豊富に持ちながら、これにこたえ得ないという点で、いわば正道でない、邪道であるべきという方面に、系統金融の金がいける運用上使われておるといふ点を含めて、これからの指導としては、あるいは姿勢としては、それらの問題をどういふふうにとつていくかといふのか。これは基本的な点ですから、大臣からひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○西村国務大臣 確かにおっしゃる通りに、系統金融が部外のコールその他に回つて、いわゆる金利かせぎだけに終わる。こういうことでは、いわゆる単協から積み上げてくる農民の預貯金本来の使命というものが果たせない。これは世間でもよく議論されておる。そこで、できれば内部の還流、還元というものをウェイトを置く、これはもう農林金融の本筋だと私は思ひます。

ただ、御存じのとおり預貯金と申しまして一般金融との関連もあります。したがつて、全体の金利体系の中における預貯金、もう一つは単位農協というもののにおける経営の合理化、あるいは金の中にもいろいろな仕組みがありまして、いろいろなむずかしい議論が出ておる。批判は楽でございますが、実行していく場合には、いろいろな流れもございまして、歴史もございまして、そういうふうな意味で私どもとしては、末端において、系統金融の中で借りるほうも借りられるように近づけていかないと、金利の關係で——その努力というものは基本に置いておく。言いかえれば、系統金融は系統金融へ還元せよといふところにはやはり基本は置きながら、いろいろの本質的な手は打つていかなければならぬ、こういう考えでございます。

○角屋委員 わかつたようなわからぬような……これは、三十六年段階以降、農林漁業金融公庫や近代化資金についていろいろ議論してきた経過を見ると、足鹿さんも北山さんも本委員会、とにかく相当な余裕金があるのに、なおかつ農林中金が農林債券を発行して、そしてさらに資金量をふやすといふことはけしからぬじゃないか。中身を見てみると、関連産業だ系統外だといふてそういうものを出してあり、そして、関係農林漁業者の資金需要にこたえない。むしろ農林中金の状態からいくなれば、農林債券を発行しなくてもいい現状ではないのか、公庫自身に債券発行を認めたらどうかといふ議論も、従来の速記録の中ではどうだといふ議論も、それに対しては、いや、実は系統から中金に上がつてくる金といふのは、コストにしてみるとこれ八分ぐらゐになつておる、しかし農林債券として、たとえば利つき債券あるいは割引債券といふものを発行するようになると、それよりも少し利率の低いところで募集ができる、それらを含めてコスト運営をしな

ければならぬので、というふうなことで逃げておるわけですね。本来下から集まつた金は下に還元していくといふ本筋を忘れて、コスト運営論といふので本質的な議論にならないといふ、そういうところにとどまつておると思ふのです。時間の關係もありまして、制度金融に入らなければならぬわけですが、私の言いたいことは、われわれとしても農林金融というのは、系統の資金量がどんどんふえてきたから、これはやはり農林漁業者が活用できる体系をもつとつぱに上つていきたいと思います。現状としては、日本の金融全体の情勢の中で、農林金融だけを別建てで考えることはできないだらうけれども、しかし、それにしても本来の農林金融のあるべき姿に、農林省としてどう指導し誘導していくかという点を絶えずきつちり考えながら、関係団体の協力と相まってやつていく必要がある。その点では少し魂がきつちりしていないんじゃないか、率直に言つてこういう感じがするわけです。そういう点は、今後さらに系統を中心とした農林金融の正しいあり方という前提に立つて、もつと綿密な検討とこれから指導といふものを打ち出すように、ひとつ考えをもらいたい、こういうふうにお考えをうけて、大臣、いかがですか。

〔石田(有)委員長代理退席、委員長着席〕

○西村国務大臣 系統金融は大きな分野でございます、あるいは日本全体の金融の中において、大きなものを占めておると私は思ふのであります。したがつて、これを全然切り離して考えるわけにもいきません。しかしながら、元來の使命、それから資金の性格、こういうものを考へてみますと、御説のとおり、本来農民の蓄積といふものは農民に還元するといふ正しい姿に近づける、この基本といふものは、農林省として、あるいは農政をあげるものとして、不斷に検討していかなければならぬと思ひます。ただ、事柄が金融であるだけに、そこにいわゆる急激な、ドラスティックな行き方をとつて摩擦を起こすといふ

けではいけないのでありまして、やはり流れやすいような仕組みといふものを検討していかなければならぬのではないかと、こういうふうにお考えます。

○角屋委員 冒頭に、制度金融と系統金融のそれぞれの受け持つべき役割りといふことをお尋ねしたわけですが、たとえば系統金融中心、あるいは大蔵省が喜ぶ議論になる。今度は制度金融中心と言つと、これは農林省が大喜びだ。問題は、そういう見方でものを見るべきではないといふふうに私は思つております。やはりあくまでも対象は農林漁業者ですから、それを対象にして、それに必要な農林金融を、農林漁業金融の性格である長期、低利とかいろいろな好条件の中で、いかに適切に与えていくかといふことを基本にしながら考えなければならぬと思ふ。しかも、その中でもやはり、先ほど言つておる通りに、系統で相当な資金量を持ち、そして現状から見ると問題点を持つておるだけに、系統本来の金融の姿に立ち返らせる、そういう形の指導と相まって、系統を中心とした農林金融の運営が今後発展をしていくような、そういうふうな農林省自身はやる必要があるといふふうに私は思つておるわけであり

ます。

そこで、本改正案の關係もありますので、制度金融の問題に若干入りたいと思ふわけであり

す。

制度金融問題で、今度総合融資制度あるいは卸売市場の近代化に関する新しい資金の創設問題が出たわけですが、これは公庫總裁というより、政策論ですから大臣でしようが、農林漁業を対象に制度金融の中心を置いて、関連産業の新設という問題は、今後できるだけ農林漁業金融公庫の中では避けていきたいといふ方針なのか、農林漁業者を中心にして考えるけれども、関連産業でもし必要なものがあれば、今後ともそういうものについては加えていきたい、こういう考え方なのか、そういう点を今後の問題としてお伺ひして

おきたい。たとえばブドウ糖の問題であるとか、なにかいうふうな、公庫では中金と違って、関連産業というもののについては限定されておる。今度市場の問題が出てきたわけですから、おそろしく今後の問題として組上りのぼってくるのは、農林水産関係の加工を中心にした問題等まで含めてやるかどうかという問題であるかと思ひますけれども、これからの制度金融の発展方向というものの、その基本的な考えというものを大臣はどういうふうにご考へておられますか。

○西村国務大臣 制度金融の性格は、先ほどの論議でわかるように系統金融とは違ふのでありますが、基盤整備とか農業構造改善等政策的な必要の性の高い分野の金融である。したがって、財政融資のようなものを使うわけでありまして、融資条件もそれにふさわしいようにやっておりますけれども、また、それと関連産業との分野であります。もちろんわれわれとしては、基本はやはり制度金融でございますから、いまのような農林漁業の基盤を中心にしたものに置かなければなりませんけれども、関連産業でも、どうしても政策上必要なもの、またそれではなければならぬようなものについては、公庫資金についても便宜をはかつてまいらなければならぬ、こういうような考へ方でありまして。

○角屋委員 現状の農林漁業金融公庫資金の貸し付け内容は、四十三年度で一応計画としてみますという、経営構造改善が四〇％、基盤整備は三五％、一般施設が一〇％、今度新設される卸売市場近代化が一％、経営維持安定が八％、災害が三％、予備三％というふうな内容の構成比であります。したがって、こういうところから今日の農林漁業金融公庫の貸し付けのウエイトというものはあらわれておると思うのでありますが、その中で、今度新設される総合融資制度の問題に若干入ってお尋ねをしたいわけですが、ここで、ぜひ多くの人々から綿密な論議がされてまいりましたので、再び繰り返す気持ちはございませうが、いわゆる自立農家たんとする候補農家に、

に、一戸当たり大体八百万円を目標で、十年の据え置き期間は四分五厘、あとは五分ということ、二十五年度の償還期間で総合融資をしていこう、これには近代化資金あるいはまた系統の金もタイプアップした形でやっていく、こういう構想のように承知しておるわけでありまして。その場合、従来からも議論されてまいりましたが、一体八百万といふ、場合によつては一千万をこえてもよろしい、こういうふうな形で農家が融資を受ける場合に、一つ問題になるのは、担保力問題といふことが問題になるわけです。

そこで、担保力問題については、今後の検討課題といふものもございまして、また当面運営していく場合には、担保力については必ずしも一〇〇％主義といふものはとらないのだからと思ひますけれども、運営の問題として、担保力の問題を現在はどういう考へ方であるのか、また担保力の強化のために、今日課題として残つておる問題については、どういう考へ方であるか、これを処理しようとしていくのかという点について、考へ方をお聞きしておきたいわけでございます。

○西村国務大臣 総合資金の融資にあつて、この点が一問題になると思ひます。それにつきましては、担保のとり方あるいは動産抵当制度の改正、こういったことにつきましていろいろ考へるにあらう、農家が受けやすい体制をつくらなければならぬ、こういう点は当然われわれとしても努力をしなければならぬと思ひます。なお細部にわたりますして、局長から補足いたさせます。

○大和田政府委員 担保のとり方といひましては、できるだけ弾力的に考へて、物的担保と人的担保をうまく組み合わせる必要と思ひます。物的担保の力をつける意味で、いま大臣からお話のございましたような、農業動産抵当制度についての改善を考へておりますが、私は将来の方向といひましては、ますます農家の資金需要が、果樹、畜産等々を中心として大きくなるわけでございますから、私どもの検討課題といひしま

しては、先般も申し上げましたように、家畜を群として担保にとることができるかできないか、あるいはいろいろな御意見としてありますように、土地、その上の施設、農機具、家畜等々を含めて農場財産抵当制度がはたして日本に導入できないものか等々、これは法律的な、学問的な問題でございますから、時間がかかると思ひますけれども、私どもの今後の検討課題というふうにご考へておるわけでございます。

○角屋委員 公庫の総裁のほうで適當かと思ひますけれども、最近の農林漁業金融公庫の延滞になつたものはどういふふうになっておりますか。

○大澤説明員 最近の数字をいたしましては、四十一年度末の数字、つまり四十二の三月でございますが、延滞は、元金利息を寄せまして四十四億でございます。件数にいたしまして約三万件でございます。

○角屋委員 さらにちよつとお聞きしたいのですけれども、例の三十六年のときに、法案審議の際に問題になっておりました、これはその後どうなつておるかお聞きしたいのですが、復金からの持ち越し問題、特に漁船関係、李ラインにからむ問題等々については、その後どういふふうな処理されてきたか、例の承継した債権の残高問題ですね、それはどうですか。

○大和田政府委員 たしか三十九年のときでございますが、問題がございまして、そのときお答えをいたしました数字が、公庫の承継したものとしまして、復金関係分が十六億、産投関係分が五億、開銀関係分が四億九千万、それから中金関係の農林漁業金融復興関係分が六億七千万等々で、合計いたしまして三十三億ほどのものを承継いたしましたわけでございますが、その後回収が相当進みまして、また多少償却したものがございまして、残高としては三千九百万程度というふうなところまで現在いつております。

○角屋委員 あとの時間がありますから、公庫總裁にちよつと。私ども国会に出ておつて、政府資金を借りたいといふときにぶつかる問題が、前に

借りておつて、そうして本人の責めに帰さない土地改良その他の問題で、たとえば設計どおりになつたとかいろいろなことで返還が焦げつきになる。ところが、パイロット事業その他で新しい計画が出て、それはやりたい。しかし前の焦げつきがあるのに、新しいものを借りようと思つても、これは個人じゃなしに全体で借りたいと思つても、それがてこになつてなかなか借りられないという問題が現実起こつたりしてきて、私どもはそれについてまたお願いをするということが起こるわけですね。結局、公庫は金融機関ではあるけれども、農林漁業の金融機関であるという立場からすれば、その実態に即した処理というものは、やはり心がまえとして必要であらう。私どもも同僚委員の中でも具体的に、ため池にたまるべき水がたまらなかつた、そこで焦げつきになつたといふふうな問題を取り上げてやろうというプランが最初あつたのだけれども、時間の関係上やめられましたが、そういう問題については、特に土地改良その他の問題についてはしばしば起こつて、それが焦げつきになつて、新しいプランをやりたいけれども、それがひつかかつてなかなかできない。それらの取り扱ひは、どういふ考へ方で処理されますか。

○大澤説明員 私どもの考へ方としては、延滞を起すとかその他不正なことがあつたといふような者に再び金を貸すといふようなことは、原則としてはやらないわけでございますけれども、しかし、それを機械的に考へておるのではなくて、たとえば、新しい融資をするというふうなことによつて償還も促進されるというふうな問題もございまして、個々具体的なケースに従つて判断をしてまいりまして、その辺は弾力的な処理をいたしたい、こう思つております。

ただ、注意しなければならぬことは、私どもがお預かりしておる資金は、これすべて国民の税金の資金でございますから、回収がつかないような者にさらに金を貸すといふようなことは避けなければならぬと思ひますが、おっしゃる点、弾力

的な配慮を払っていききたい、こう思っております。

○角屋委員 最後に要望だけ申し上げて質問を終わらせていただきます。

時間の関係もありまして、多くの問題に触れることはできませんでしたが、私も言わんとする点は、農業金融の問題については、やはり本来農林漁業政策というものがきちっと立って、それに見合つて金融が裏づけられる、いやしくも金融政策ということが強く言われるような形というものは避けながら、政策に伴つて金融がこれにつくという指導で、今後とも政策全般の樹立ということに力をいたしていただきたいということと、先ほどから言つておりますように、制度金融は制度金融として今日役割を持っているわけですから、系統金融の現状と問題点、それをどういうふうにしていくかということについて、系統自身の内部事情もあるかもしれませんが、系統本来の金融の役割が果たせるような方向での最善の努力を今後していただきたいと思います。

ことと、今後新しく新設される総合融資問題あるいは市場近代化問題というものと、従来から存在してきた既設の物別融資というふうなものと十分連携をとりながら、調和をとりながら、運営が円滑にいくように配慮を願いたいということを最後に希望いたします、私の質問を終わらせていただきます。

○足立委員長 他に質疑の申し出もありませんので、本案に対する質疑はこれにて終局いたします。

○足立委員長 これより本案を討論に付するのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

〔賛成者起立〕

○足立委員長 起立総員。よって、本案は原案の

とおり可決いたしました。

○足立委員長 この際、本案に対し、石田有全君外三名より、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四派共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨説明を求めます。石田有全君。○石田有全委員 数日間の審議の中で、その趣旨は明らかになっておりますので、案文だけを朗読いたしたいと思ひます。

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、農業金融の将来あるべき方向につき、系統金融と制度金融が有機的な関連をもつべきものであることを認識し、両金融制度の本来あるべき分担を明確にして、農業金融制度の充実に力をいたすとともに、制度金融についても確固たる農林漁業の諸政策を樹て、これと調和のとれた金融体系を整備すべきである。

当面、左記事項につき、すみやかに検討を加え、その実現を図るべきである。

記

一、総合資金制度が包括融資制度であることに加へ、農業近代化資金及び運転資金についても公庫施設資金と一本化して貸付けられるようにするとともに、貸付条件の改善を図ること。

二、総合資金制度は、強い選別融資の性格をもつ制度であり、且つ、特殊な貸付決定の方式を採用していることにかんがみ、担保保証については、大巾な緩和を図ること。

なお、農業財団担保制度の研究を進めるとともに、農業動産抵当制度の改善等農業金融担保制度の整備を図ること。

三、総合資金の貸付に当たっては、単協育成を図る意味から単協の機能を充実し、都道府県信連の直貸方式のみでなく単協の転貸または事務取扱いができるよう努めること。

四、公庫は、資金貸付に当り、手続の簡素化、資金の弾力的運用及び事務の円滑化について適切な措置を講ずること。

五、中央及び地方の農畜水産物卸売市場の一貫した行政を強化するため、卸売市場法の制定等総合的な法制的整備を図ること。

六、中央卸売市場の卸売業者の転送については種類の弊害が生じている現状にかんがみ、これを除去するため、公正且つ、厳格なルールを確立し、これを遵守せしめること。

七、中央卸売市場の卸売業者の手数料、出荷奨励金等の改善を図るとともに、明朗、公正な市場運営を確保するためいやくも市場内において不明朗、不公正な事態の起ることのないように特に監督及び指導に万全を期すること。

八、中央卸売市場の仲買業者の整備資金に、仲買業者の統合に伴う営業権取得資金を加えること。

九、卸売市場整備資金の資金枠の確保及び貸付条件の緩和について改善を図ること。

十、生鮮食料品の規格、包装の標準化を進め、取引の簡素化を図り、迅速、且つ、合理的な運営を実現できるよう積極的な施策を講ずること。

右決議す。

以上であります、すみやかに御可決あらんことを要請いたします。

○足立委員長 以上で趣旨説明は終わりました。別に御発言もありませんので、直ちに採決いたします。

石田有全君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○足立委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。西村農林大臣。

○西村國務大臣 ただいま決議いただきました附帯決議につきましては、御趣旨を十分尊重いたしまして、誠意をもって努力いたしてまいりたいと

存じます。

○足立委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○足立委員長 この際、連合審査会開会申し入れの件についておはかりいたします。

ただいま建設委員会で審査中の都市計画法案及び都市計画法施行法案の両案について、建設委員会に連合審査会開会の申し入れをいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、連合審査会開会の日時等につきましては、建設委員長と協議の上、公報をもってお知らせいたします。

次回(明十七日)午後一時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時七分散会

昭和四十三年四月二十日印刷

昭和四十三年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局